

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 22 年 6 月 23 日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

京都市職員共済組合規程第 1 号

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合貸付規程の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「0.288333 パーセント」を「0.363333 パーセント」に、同条第 2 号中「0.24 パーセント」を「0.3025 パーセント」に、同条第 3 号中「0.266666 パーセント」を「0.341666 パーセント」に改める。

第 10 条第 5 項中「0.0095 パーセント」を「0.0119 パーセント」に、「0.0079 パーセント」を「0.0099 パーセント」に、「0.0088 パーセント」を「0.0112 パーセント」に改める。

第 10 条の 2 第 1 項中「0.156666 パーセント」を「0.194166 パーセント」に改める。

附則第 4 項第 1 号中「3.2 パーセント」を「4.1 パーセント」に改める。

別表第 1 から別表第 6 までを次のとおり改める。

別表第 1 から別表第 6

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の京都市職員共済組合貸付規程(以下「改正後の規程」という。)附則第 4 項の規定は、平成 22 年 7 月 1 日(以下「適用日」という。)前に貸し付けた貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後の償還期日における利息についても適用し、適用日前の償還期日におけ

る利息については、なお従前の例による。

- 3 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号)附則第 3 条の 2 に規定する特例期間のうち財政融資資金法(昭和 26 年法律第 100 号) 第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が 10 年の預託金に係るもの(以下「財政融資資金利率」という。)が年 4.1 パーセントを下回っている間が終了した日の属する月の末日又は改正後の規程附則第 4 項に規定する当該末日の翌日以後 3 月までの間で理事長が定める日(以下「特例期間等の終了の日」という。)以前に貸し付けた貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、改正後の規程第 5 条に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金(第 11 条第 1 項各号の規定により償還すべきものを除く。)を適用日に貸し付け、適用日以後の未償還回数で適用日以後に元利均等方式により償還するとした場合の額とする。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において改正後の規程附則第 4 項各号に掲げる区分に応じた貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は改正後の規程附則第 4 項に規定する当該改定された日以後 3 月までの間で理事長が定める日(以下「改定日等」という。)の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後の償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金(第 11 条第 1 項各号の規定により償還すべきものを除く。)を改定日等に貸し付け、改定日等以後の未償還回数で改定日等以後に元利均等方式により償還するとした場合の額とする。

- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日以後の償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金(第11条第1項各号の規定により償還すべきものを除く。)を特例期間等の終了の日の翌日(以下「切替日」という。)に貸し付け、切替日以後の未償還回数で切替日以後に元利均等方式により償還するとした場合の額とする。

(行財政局人事部厚生課)